

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できません
ので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見てください。

本 庁	環境課	☎ 62-1192
相 生 分 庁	地域振興室	☎ 62-1111
上那賀支所	地域振興室	☎ 66-0111
木 沢 支 所	地域振興室	☎ 65-2111
木 頭 支 所	地域振興室	☎ 68-2311
那賀町クリーンセンター		☎ 64-0754

ごみについての
お問い合わせ先

分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい		収集できるごみ	分けるときの注意事項	出したかた	
資源ごみ	紙類 〔右の種類ごとに分ける〕	新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) チラシ(宣伝用)	●チランを混入しないこと ●新聞紙と区別すること ●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に	それぞれ種類(品目)ごとに ヒモで十字文字にしっかりと とくる(収集日が雨天 でも収集業務は行います ので出して下さい。) 1回に50kgまで	
	ビン類 〔右の3種類に分ける〕 (化粧品は除く)	無色(透明)ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 茶色ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 その他ビン(黒色、緑色、青色等)	●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面が銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に	それぞれ3種類ごとに町 指定のコンテナ(緑又は 赤色)に入る 1回に50kg又は指定コン テナ15個まで	
	プラスチック製容器類	発泡スチロール 発泡スチロール 製トレイ プラスチック製容器〔ペットボトルを除く〕	魚函(トロバコ)、緩衝材(機器箱等の) 食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) プラスチック製容器(卵・豆腐・カレー等) ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) オイルドレッシング・サラダ油等の容器 シャンプーリンスの洗髪用容器 ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●魚函(トロバコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして 必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内 容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、 製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。 絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくくること 注意(1)ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意(2)ペットボトルは混入しないこと	町指定の専用袋(透明で青 文字又は緑文字)に入る 1回に指定袋15個まで
	ペットボトル	清涼・果汁飲料(ジュース、 ウーロン茶、スポーツドリンク等) 酒類(酒、焼酎、本みりん) 特定調味料(しょうゆ、麺つゆ等)	左の容器に使用され ているものでラベル に右のマークがつい ているもの	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ラベルをはがして、はがしたラベルはそれぞれの表示に従い分別して 出して下さい	町指定のコンテナ(緑又 は赤色)に入る 1回に指定コンテナ15個 まで
	缶類	容量1ℓまでの缶 容量が1ℓ以下の飲料用及び缶詰用空き缶 (つぶしたりするとスチールとアルミの自動選別ができないのでつぶさないで下さい)	右のマーク つきはダメ	●中を水洗いすること(汚物などを取り除く) ●ビンのふた(キャップ)等、その他の不燃物は混入しないこと	町指定のコンテナ(緑又 は赤色)に入る 1回に50kg又は指定コンテナ15個まで
	植物性の食用油	揚げ物(てんぷら)をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 機械油は絶対に混入しないこと(収集できません)		●油かす等不純物は取り除いた後、使用済みペットボトルに入れ、 こぼれ出さないようフタをしっかりとすること。油の入ったペットボトルの ラベルははがし油性的のマジック等で排出者の名前を書いて下さい	「燃えないごみ」収集日に 町指定のコンテナ(緑又 は赤色)の上側にに入る
	資源ごみの分類以外の 燃えるごみ	上記の『紙類』以外の紙くず(■マークのついた容器やティッシュなど)台 所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定 の袋に入るもの)汚れのついたプラスチック容器類(弁当箱や発泡スチ ロール等)おむつ(必ず汚物は取り除くこと)、ビニ類、台所用スポンジ等		●生ごみは『生ごみ処理容器』などで自家処理に努める ●指定の専用袋(白・青)以外の袋や指定袋に入りきれていないごみ は収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に入れないで下さい	町指定の専用袋(家庭用=白、 事業所用=青)に入る 1回に50kg又は指定袋 15個まで
	燃えないごみ	布団、座布団、毛布(指定の袋に入りきらないもの) ▶ 布団の日に出す 每月各地区指定の 水曜日1回		布団・座布団用【処理券】を、お住まいの本庁環境課又は 各支所地域振興室へ申込み・購入してください。 《申込みは、収集日の前月末日までに》	布団類を十字に紐掛けし 処理券を貼る 1回に10枚まで
	資源ごみや 有害ごみの 分類以外の 燃えないごみ	今まで大型ごみで出していた物でも出せる物があります (指定コンテナよりはみ出しか20cm以下の物・4家庭を除く)			町指定のコンテナ(緑又 は赤色)に入る 1回に50kg又は指定コン テナ3個まで
	有害ごみ	乾電池(ボタン型電池及び充電式電池を除く) 水銀入りの体温計、温度計、水温計		●腕時計等に使われているボタン型電池やビデオカメラ用充電式電 池は購入店や買戻え(入替)時に店で引き取ってもらうこと	町指定専用袋(透明)に入れ「燃えないごみ」 収集日に町指定コンテナの上側にに入る
	大型ごみ	今まで大型ごみで出していた物でも燃えないごみで出せる物を設定 しました。(詳しくは「ごみ分別ガイドブック」を見て下さい) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電気製品や器具、 ガス(ガス台等)器具、石油(ストーブ等)器具、家具及び寝具 類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等		●申込み制です。お住まいの本庁環境課又は各支所地域振興室へ 申込みし『大型ごみ処理券』を購入のこと(申込みは、収集日の 前月末日までに) ●指定のコンテナ(赤・緑)より大きい物(はみ出し20cm以上)を「大型ご み」としていますがテレビ等小さい物でも「大型ごみ」の取り扱いがあ るので、電気製品を出すときは役場の担当課(室)へお問い合わせを	大型ごみの見やすいところに『大型ごみ処理券』を 貼る 1回に50kg又は10個まで

令和6年4月から令和6年9月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝8時30分までに提出して下さい。(匂いや動物の食害で
収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)
指定の袋の口をしっかりと結んで提出して下さい。

布団の日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 有害ごみの日 廃食用品の日	缶の日(1ℓ以下) (飲料用・缶詰用缶に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日 発泡スチロール・白色トレイの日	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙類の日

5月	6月	7月	8月	9月

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出したかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい

収集できないごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系一斗缶、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイエローブ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具



(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい
なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい